

# 第13回草津市景観審議会会議録

平成28年2月25日

草津市都市計画部都市計画課

- 1 会議名称 草津市景観審議会
- 2 会議の日時 平成28年2月25日(金)
- 3 会議の場所 草津市役所2階特大会議室
- 4 出席委員 秋山元秀委員(会長)  
内田 宏委員  
宇野昌夫委員  
壽崎かすみ委員  
田井中恭子委員  
高谷基彦委員  
西尾幸子委員  
西 孝委員  
長谷川清一委員  
福山聖子委員  
正木千賀子委員  
森川 稔委員 以上11名
- 5 欠席委員 太田賢司委員  
鹿野 央委員  
富島義幸委員  
西尾幸子委員 以上 4名
- 6 事務局職員 草津市都市計画部部長 澤田圭弘  
同 理事 川崎周太郎  
同 総括副部長 青木敏  
同 副部長 門地喜代春  
同 都市計画課長 一浦辰己  
同 都市計画課専門員 中野新識  
同 都市計画課主事 佐藤賢

## 7 会議に付した事項

- (1) 景観影響調査に対する意見について
- (2) くさつ景観百選の選定について

(午後 3 時 3 0 分開会)

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、草津市景観審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、都市計画部理事の川崎から御挨拶を申し上げます。

○川崎理事 こんにちは。都市計画の川崎でございます。本日は、お忙しいところ、草津市景観審議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、2点議題がございまして、一つ目の景観影響調査に対する意見につきましては、草津市の景観計画における田園ゾーンと琵琶湖岸ゾーンの13メートルの高さ制限を超える、既存の携帯基地局の改修工事の計画がございまして、事業者に景観影響調査を実施していただきましたので、審議会から御意見をいただくものでございます。

二つ目のくさつ景観百選の選定につきましては、写真を一部更新するものでございます。事前に皆様に採点いただきましたので、それをもとに選定し、よりよい景観を市民の皆様にお伝えできればと考えています。

委員の皆様におかれましては、本日も活発な御議論をいただきますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

さて、本日の審議会には、委員15名中11名の方に御出席いただいております、草津市景観条例施行規則第62条第3項の規定により、本審議会が成立していますことを御報告申し上げます。

なお、太田委員、鹿野委員、富島委員、西尾委員におかれましては、事前に欠席の報告をいただいております。

では、議事に入らせていただきます前に、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、続きまして、資料1景観影響調査に関する意見についてというものがございます。

○事務局 資料2で、A4サイズ3枚程度の裏表資料で、草津市景観影響調査指針。続きまして、資料3で「くさつ景観百選」追加募集分の選定要領というもの。資料4ですが、草津市風致地区保全審査委員会の廃止についてという資料、A4サイズ2枚。資料5が、前回景観審議会の答申についてという資料で、これはA4サイズが2枚でございます。

あと、当日配付資料としまして、資料番号はございませんけれども、席次表、並びに景観百選の集計表とスライド印刷物、各自の事前にいただいた採点表の写しと、あ

とカラー刷りのA3の二つ折りのもので、東海道本陣通り景観まちづくりニュース第1号というのが揃っておりますでしょうか。

それでは、ただいまから議事に移らせていただきます。この後の議事進行につきましては、草津市景観条例施行規則第62条第2項の規定に基づきまして、会長にお願いいたしたいと思えます。

秋山会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。大変寒い中を、御苦勞さまでございます。

それでは、座って進行をさせていただきます。

いつものことでございますが、議事に入る前に、本委員会の公開、非公開の取り扱いにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 草津市景観審議会は、「草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領」第3条第1項に基づき、原則公開となっております。

ただし、同条に定める非公開事由に該当する場合につきましては、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

これもいつものことでございますが、本日の議事内容に非公開にする事由は見当たりませんし、審議過程の透明性を確保する観点からも、本審議会を公開にすべきと考えますが、委員の皆様は、いかがでございませうか。特に御異議ございませんでしうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議がございませんで、本日の審議会につきましては公開とさせていただきますと存じます。

傍聴人はいらっしやいますでしうか。

○事務局 おりませんで。

○会長 いらっしやらないということでございますので、それでは、このまま、議事に入らせていただきます。

それでは、議事の一番目、「景観影響調査に対する意見」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、「景観影響調査に対する意見」について、事務局から説明させていただきます。まず、草津市域の資料1ページの下半分のところ、草津景観計画の

琵琶湖岸ゾーンと、田園ゾーンにつきましては、建築物・工作物の高さにつきまして、基本最高部の高さが13メートル以下という計画の基準になっております。建物を建てる時、工作物を建てる時に、どうしても、その13メートル以下におさめることができない場合等につきましては、次の裏面の2ページのほうの上側でございますが、田園ゾーン等につきましては、公共、公益上必要な場合、もしくは、もともと建っていて、その機能を維持するために既存の高さおよび容積を超えない範囲で行う増改築等につきましては景観影響調査を実施して、それを踏まえ、景観審議会に諮ることと景観計画で定めております。

意見を諮りまして、やむを得ないと認められる場合については、高さが超えていても、構わないという形になっております。

それは、前段になりまして、その上で、今回、携帯の基地局のアンテナにつきまして、市内で田園ゾーンに当たるところで、13メートル以上のものについて、設備を更新したいという相談がありまして、事業者に景観影響調査をしてくださいという形で資料を出させていただいて、それを今回、お諮りするものでございます。

なお、景観法に基づく届出の中で、携帯電話の基地局に関するものにつきましては、資料3ページの上半分のところに届出の全体件数が出ておりまして、概ね2割か3割ぐらいの届出件数がございます。計画段階で、高さ制限を超えるものについては、協議を行って、13メートル以内、高さの基準におさめていただくように指導をしております。

では、4ページのほうから個々の案件について簡単に説明させていただきます。

案件1としましては、志那中町で高さが50メートルある大きいアンテナが、かなり前から建っておるものでございまして、今回、高さとか容積の変更せずにアンテナ等の設備を取りかえる旨相談がありまして、影響調査を行っていただいたものでございます。

次のページから、提出いただいた資料になっております。位置図や平面図、立面図、現況写真、改築後のシミュレーションなどを提出いただいております。

案件2の上笠一丁目の物件についても同様の資料を提出いただいております。こちらは高さ20メートルでございます。

27ページのほうに、影響調査の結果ということで、見え方については、アンテナで細いものであるということで、景観に影響を与えるものではないというふうに判断をされておるところでございます。こちらにつきまして、審議会の御意見をお伺いしまして、答申いただきたいと思います。

議事 1 の説明につきましては以上です。

○会長 ありがとうございます。

携帯電話のアンテナというのはほんとに、いたるところに建っているものでございますけれども、今から新しく建てるのであれば、その 13メートル以下というのが、当然適用されて、審議の対象になるわけですし、さっきもありましたように、建設の段階で 13メートル以下にするようにという指導も行われている実例もあるようでございますが、現在、こういうふうに既存のもので 13メートルを超えるもの、案件 1 の場合は、50メートルですか、案件 2 の場合、20メートル、こういうものの、改変といっても、ほんとに一部のものの変えられるだけで、特に高さが大きく変わるとか、架台が大きく変わるというようなものでないようではございますけれども、しかし、景観基準の立場からは、この新たに改変が加わるときには、きちんと審議をするということになっておりますので、本日、このように御審議をいただいて、この調査に対する結論は最後に、27ページのところに出ておりますけれども、このことについて景観審議会として、どう考えるかということ、ここでお諮りしたいということでございます。

まず、実態についての御質問があれば、先に出していただいて、同時に、また、御意見をいただいても結構かと思えます。

いかがでございましょうか。

○委員 今、2件だけ出ておりますけれども、ほかにも、この種のものはあるんでしょうか。この内容を見ると、今、会長がおっしゃるように、面積も高さも何もアンテナ本数も何も変わっておりませんし、何ら問題はないと思うんですけれども。あと、これからどれくらいの件数があるか見通しがわかれば教えていただきたいです。

○事務局 この相談を受けたときに、ドコモさんのアンテナですと、草津市域の田園ゾーンである北山田町にもう 1本、13メートルを超えるものがあると御報告はいただいております。

○委員 将来的には、あがってくる可能性も。

○事務局 将来的にはそちらもアンテナを変えますとなった場合には、同じようにでてくる可能性はございます。

○委員 そうですか。はい、わかりました。

○会長 私もちょうと、事前に伺ったときに、聞いたんですけど、ドコモだけじゃなくて、KDDIもあるし、ソフトバンクもあるし、その辺で、草津全体でどのくらい、こういうものがあるのかと、よくわかりますか。

○事務局 今現在のところ、既存のもので、どこに何本あるか、そこまでは、ち

よっと把握し切れていないところでございまして、ただ、多くのところにつきましては、柱だけで建っているというのではなくて、市街地においては、建物の屋上に建てるという形で、工作物ではなく建物の付帯設備というかたちで、カバーされておられるところが多いのが実態です。

○会長 市街地では、土台をつくらずに、そういう構築物の上に建てるケースが多いようですね。ここは農村地帯ですので、いわば田んぼの真ん中にぽつんというものが、昔、建ったんだろーと思いますけれども、そういう実態があるようです。

○委員 すいません。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 この、27ページの周囲の景観と調和したものとなるって、調和って言わなくてもいいかなと思います。調和しているようには、思えない。

○会長 いかがですか、この文言について。

○事務局 どのレベルで調和というのかということもあるんですけども、色的なもので、主に柱や構造物につきましては、山の近いところについては、茶系の色にして山に溶け込むように、逆に、空が開けているところにつきましては、グレー系の色にして、できるだけ、空の色に溶け込むような形で、配慮されているものでございます。こちらのケースは田んぼの真ん中というところで、グレーの色というのは、配慮されているのかなというところがございます。

○会長 意図はそうだと思うんですが、調和という言葉は、余り美学的にちょっとね。

○事務局 27ページの御指摘いただいたところにつきましては、NTTさんが、こういう見解を出された。

○会長 そうです。そうです。そうです。

○事務局 おっしゃられるように、景観と調和というのか、特に、大きく景観を損ねるといふか、景観審議会としては、調和というよりは、特に影響がないという御判断をするという表現でまとめていただくという形になろうかと。御指摘いただいたところはそういうふうを考えているところがございます。

○会長 この文面そのものが、答申案になるわけではありませぬので、これは、調査された側が、最終評価として、出してこられた文言なので、参考にしていただくという意味で、ここに出しています。違和感があるのは間違いなと思うんです。

○委員 今までもあったものが、そのままあるだけだと思えば、今回、高さを下げろとは言にくいという、それだけの話ですよ。

○会長 非常に現実的な言い方。

○委員 これは田園ゾーンですが、琵琶湖岸ゾーンであれば、どういう規制になりますか。変わらずですか。13メートルですか。

○事務局 琵琶湖岸ゾーンにつきましても、高さについては、13メートルが基準です。

○委員 そうですか、それでね、審議会のメンバーも、どんどんこれから変わるわけですから、こういう判断を示すときの、何か基準をしっかりとっておくべきかなと。これは、相手から景観影響調査が出てきたときに、おっしゃったように、文言を否認するにしても、どういう判断基準で、その否認というようなものが必要かなと。審議会がガイドラインを持っておくということ、大事かなと思うので。

○会長 はい、ありがとうございます。

全くそのとおりだと思います。

どうぞ、ほかに、御意見伺いたと思います。

○委員 すいません。この写真でもわからないんですけど、一応、改築後は、案件1の場合ですけど、同じ1本の柱の上についているアンテナの本数ですけど、今は3本で、それが6本になるんですね。それで、その上のかさが変わるというわけではないんですよ。微妙にですけど、アンテナの太さも変わっていますよね、この写真のほうで見ると、寸法が。ただ、これを取りつけている柱自体は、変わらない。

○事務局 そうですね。構造物として、そのアンテナを取りつける、それ自体は、全く変わらないという形になっております。あと、若干、アンテナの形が変わるといのはあるんですけども、大柄なものがつくわけではございませんので、大きく影響はないという形で、判断されているところはあるのかと思います。

○会長 7ページの図で、要するに、これ、平面図で赤ペケにしてあるのを撤去するんでしょう。細い丸いもの、赤ペケでなくて黒のそのままのものが六つあるけど、これが新設されるということでしょうね。

○事務局 そうです。

○会長 ただ、何かアンテナの、電波の何というのか、効率的な方向を考えてつけるんですかね。想像でしかない。

○委員 電波の容量かな。

○事務局 そうですね。電波の容量で変わるというところはございます。そういったことが、図面のほうで何もチェックがされてない丸につきましても、構造物の柱的な意味かと思っています。

○会長 10ページのところに、撤去するアンテナと、新設するアンテナと書いてあるので、長いものと短いものとできて、それで6本ということになるんですかね。

○委員 鳥かごが、このてっぺんについていて、そのフレームにくっつけてあるものを取りかえるみたいな。

○事務局 そんな感じだと思います。

○会長 これはよほど注意して見ないとわからないような変更ではありますが、問題はこの細かい変更というよりも、こういう基準を超えているものがある種の更新を受けるときに、どういうものだったら許可するのか、どういうものだったら少し再考してもらうというのかですね。

○委員 そうですね。その外観上、軽微な変更や、機能を損なわないか、公益上必要な場合にすると思うんですけれども、機能を損なわないで、外観上もそれほど大きな変更はない、軽微な変更にとどまっているとかね。何か、そんなことじゃないでしょうかね、内容を見ても、専門的なものなのでわかんないですね。

○会長 例えば、広告なんかについては、基準を超えているものは、改変するときには、撤去してくださいというような基準を設けてるわけですよね。だから、それとは違って、今、まさにおっしゃっていただいたように、公共的な、特に、携帯というのは災害とかそういうときかなり有効な設備でしょうから、それを景観上だけで決定することはできないだろうと思います。

○委員 これは、たまたま更新するから、こういう提案が上がってきただけで、更新の時期じゃ無かったら、現状のままで全然問題ないわけでしょう。

○会長 そうです。そのままです。

○委員 この近くに隣接しているのは、この写真にも写っていますが、ゴルフの打ちっ放しがすぐ隣にありますし、ちょうどここから琵琶湖を見れば、水の森のプロペラね、あれも高さ何メートルか知りませんが、あれも、もし、プロペラの色を塗りかえるとか、そんなことになってくれば、全部対象ですよね。13メートルより高ければ、全てその問題に絡んでくるということですね。私は浜街道をよく通るんですけれども、この問題が上がってこないときには、運転しているときに、こんな上を見ることはまずなかったです。今度、資料をもらって、初めて上を向いて、車を停めて見ましたけれども、それほど何の問題もなかったですね。

○委員 逆に言うと、高過ぎて視界に入らない。

○委員 そう、そう、全然。

○会長 今、いろいろおっしゃっていただいたように、目的からいうと、そうい

う公共的なものなのか、商業施設なのかとか、一般の個人のものなのかとか、そういう観点の基準というか、ケースがあるでしょうし、それから、大きさね、大きなビルじゃなくて、一つの塔みたいなもので、しかも、その改変が、一種の部品ぐらいにかかわるもので、従来の景観とほとんど変わらないというようなことも、一つの材料にはなるでしょうね。

で、これから、いろいろこういうものが出てきたときに、ある種のガイドラインみたいなものがあるって、事務处理的にも、受け付けて審議会にかけるのかかけないのかとか、その辺も少し考えてみたらどうだろうかというようには思っていたりしますけれども。

いかがでしょうか。基本的には、この景観調査の結果の文言はちょっと差しおきまして、現在の景観の全体の中身を変えるものではないから、この変更については、許可できるというような方向で、御意見が出ているように思いますけど、そこで、いろんな意見をもっと出していただけたら。

ここがどんどんと都市化して行って、住宅で埋まっていったときに、どう対応するんでしょうね、この電話会社は。このままにしておくのでしょうか。

○事務局        基本的には、ここは市街化調整区域でございますので、なかなか。

○会長        あ、そうですか。そういうふうにはならない。

○事務局        厳しいかなと思います。ただ、一つ気になりますのは、烏丸半島ですね、琵琶湖博物館と水生植物公園の横に、もともと民間開発を誘致して活性化を図ろうとかいうような土地がありまして、そのときには、もし高さが超えるような案件が出てきたら、今はまだ土地利用自体がありませんが、それについては、またご議論いただくことがあるかもしれません。大きな開発が出てきた場合に、13メートルを超える場合にはですね。ただ、基本的には、ほとんど農振の用地ですので、ほとんど開発は厳しいかと思います。ただ農業施設で、何らかの13メートルを超える場合があるかもしれません。その都度、必要に応じて、まずは公益性や公共性がしっかりあるというのが大前提であると思いますし、それに、いろんな法律要件はうまくクリアできているというのが、大前提になると思っておりますので、いろいろと整理していきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員        新規設置の場合は、13メートル以下に抑えるんでしょう。

○事務局        今はその指導を。

○委員        指導してるんやね。

○事務局        はい。

○委員 　　ただ、これが既存不適格であることですね。

○事務局 　　そうですね。

○委員 　　それを変更するときに、どう言えばよいかという、そういうことですね。

○事務局 　　個体が古くなって、やり直さなければならないとなったときにはそのような指導をして、それでも、電波の関係がございまして、13メートルを超える合があるときには、またこういう場で御議論いただかないといけないかと。既存の施設の上に建てるようなやつとは、ちょっとニュアンスが違ってきますので。

○委員 　　仮に、今の高さよりもさらに積み上げて申請してきたらどうなっていたのか。

○事務局 　　それは、なかなか、今もお諮りしていただきましたように、非常に厳しいと思います。今回は軽微な変更でございまして、もう一つ、景観影響評価では近景、中景、遠景というこの三つの視点で見るということになってます。資料の中に近景の、近いところになっていますが、3キロとか、5キロから見たときに、どうなるのかという判断をして、そこの違和感であったりですね、そういうようなものを判断材料に、ご議論いただくようになろうかと思っております。今回は、近景の写真だけしかついていませんけど、中景とか遠景はほとんど見えないような状況ですし、そういう中で判断をいただくと。どうしても、その上に積まないと、電波の関係であるとか、それはまた、ケース・バイ・ケースで、必要に応じて皆さんにお諮りして、その中で御議論いただくことになろうかなと思っております。基本的には、13メートル以下にお願いしたい、これは、景観条例が出ていますので、お願いしたいと思っておりますけれども、公共性である場合でやむを得ない場合はこういう場でお諮りしたいと思っております。

○会長 　　やっぱり高さを積み上げるとなると、新設と同等な扱いでしょうかね。

○委員 　　3ページ目に、景観法に基づく届け出件数というのがあって、うち携帯基地局というのは、結構件数があると思ったんですが、その中で当初計画で高さ制限を超えるものもあり協議段階で基準内に変更と書いてあるんですが、この経過を教えてくださいましたらありがたいなと思うんですが。

○事務局 　　携帯の業者さんからですね、柱を建てたいという相談があったときに、個別の工作物として建てるとなったときに、高さは幾らですかというのを、図面を見せていただいて、それが14メートルでありますとか、15メートルであります場合には、うちの基準を示させてもらって、13メートル以下にしてもらえませんかという形で、指導をさせていただいて、実際のところ、この13メートルぎりぎりに下げ

ていただいている現状でございます。

○委員       じゃあ、今のところは13メートル超えているのはなかったということですか。

○事務局       届けていただいているものについては、超えるものはございません。一部、建物の上に設置されている場合で、13メートル以上あるものはございます。厳密には建物の改築、増築でもございませんが、届け出はいただいております。

○委員       ちょっと、私、理解不足かもしれませんが、田園ゾーンの場合には、建物も13メートルの高さ制限ですよ。

○事務局       建物の高さ制限は13メートルです。

○事務局       届出対象は10メートル以上です。

○委員       13メートルの10メートルということですか。

○事務局       そこは、建物が10メートル以上、工作物や柱として建てる場合が10メートルを超えたら届出いただくところがございまして、その屋上からの高さがプラス10メートルというのではなくて、地上からの高さを見て判断して応じてはございますけれども、あまり建物の上に、建物より目立つアンテナをつけるケースはほとんどございませんので、届出はもらっております。建物の屋上に設置する部分で、13メートル超えてるものにつきましては、全体数は把握してないんですけれども、若干はあるのかもしれない。

○事務局       琵琶湖博物館ですね。

○事務局       それだけ。

○事務局       その上だけですね。把握しているのは。

○事務局       琵琶湖博物館の上のアンテナが少し超えているということです。

○会長       ああ、そうですか。琵琶湖博物館って、そんな高い建物じゃないよね。

○事務局       そうですね。少し超えているぐらいで、10階とかそんな建物ではございません。

○会長       今のところ、この携帯基地局でも、今回の例のように50メートルのものを建てたいとか、そんな申請はないわけですね。今のところ。

○事務局       今のところは、そこまでの高さのものの相談は来ておりません。

○会長       全然知りませんが、よその市町村ではどうですかね。突然、こんな聞いて、というか景観条例なんかないところでは。

○事務局       景観条例で、高さ制限を設けてるところは、まずないです。

○会長 ないわけね。

○事務局 全てを把握はしてないんですけど、ほとんど聞いたことがないので、他市の状況については、申しわけないですが。

○会長 大津市はどうでしたっけ。

○事務局 高さ制限を持ってない。

○会長 高さ制限を持ってないのか。

○事務局 はい。

○会長 だから、変な言い方だけど、草津市の範囲に建てなかったら、つまり、境界の大津市側に建てたら、何メートルでも建つということになってしまうのですね。

○事務局 まあ、そうですね。境界ぎりぎりの守山側にということも考えられます。

○委員 本来、県下で統一していくものでしょうね。

○会長 だから、景観というのは、何も市の境界線で区切るものでないのですね。広域景観はこれからの課題ですね。

○委員 電話局のほうにしても、おかしいと思いますよね。なぜ草津だけできないのかと。

○事務局 大津市とは、広域の景観の協議会をつくりましたので、見る見られる関係から、特に草津のほうは御承知のように農地が中心なんですけど、大津のほうはどうしても、市街化になりますのでね、そこのバランスもあると思うんですけども、当然、見る、見られる関係で、今後、そういうところも含めまして、やっぱりよりよい景観づくりというのを、大津と草津が引っぱっていこうということで、琵琶湖中心の景観を考えていきます。4月から始まるところでございますので、いろいろと研究していきたいなと思っています。

○委員 県のほうにも、こういう意見があるんだということで、言ってください。

○事務局 はい。

○委員 琵琶湖岸ゾーンと田園ゾーンはいわゆる調整区域とか、農地優先ゾーンですけども、例えば、市役所の近くのゾーンであれば、規制はないという理解でいいですか。

○事務局 はい、その他のまちなかゾーン等につきましては、高さ制限としては定めておりません。

○委員 ドコモとしては、あえて、田園ゾーンにつくらず、ゾーン外のところへ50メートルを建てて、それでうまくアンテナの能力が発揮できればよいのでは。

○事務局　　そういう考え方で建てることはあり得ないとは言えませんので、可能性はゼロではございません。ただ、こちらとしては、各ゾーン中で、高さ制限がないところに、大きなものを建てる分について、あまり強く言えないところはあるかもしれませんが、事前に相談いただいたら、景観で色彩の基準等もございますので、そういうところを配慮していただいたくようなお話はできると思います。

○会長　　はい、確かにそういう抜け道的な。

○委員　　そう思います。

○委員　　今が50メートルの高さで、敷地も全てドコモさんが所有しているから、とりあえずアンテナの更新をしようという話ですよね。本当に、地上の施設から全部老朽化してきたときに、ここにもう一度作り直そうとするかどうかというのは別の話で、そのまちなかゾーンにそれを持ってくるかという、地価が違いますよね、調整地区とはね。ドコモさんの的には、コストが大分違うはずだから、どういう計算されるかというのもありますよね。

○事務局　　将来的な話はわからないのですが、過去の携帯電話の技術では、周囲をカバーするために大きなものが必要だったとは思いますが、アンテナの性能が上がったことで、もっと低い位置でも広範囲をカバーできるとなってきた場合には、建てかえによって、さらに低くされる可能性はゼロではないと思いますし、あれだけ大きいものをずっと維持管理していくのは、それなりに予算等が伴うわけで、また、時期を見て、低くされるのではないかとはいえますけれども。

○委員　　メンテナンス費用が違いますよね、50メートルと13メートルとでは。

○会長　　ありがとうございました。

　　いろんな御意見をいただきましたけれども、おおむね、景観の調査の結果は、妥当ではないかと思えます。総合的に景観影響は少ないし、認められるのではないかとこの方向ではないかと思えますが、具体的に、答申案をどうするかというのは、少しお時間をいただいて、議事二つをあわせて答申案を作成するんですね。

○事務局　　はい。

○会長　　そこで、今のような内容を含めた答申案を後ほど、提案させていただきますので、そのときにまた御意見をいただきたいと思えます。

　　それでは、議事1については、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　それでは、議事の2について、「くさつ景観百選の選定」について、これは、皆さんに御意見もいただいた部分もございますが、これを事務局のほうから

説明をお願いいたします。

○事務局 はい、では、私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

事前にお送りさせていただいていたかと思いますが、くさつ景観百選の入れかえを行うということで、7点の景観を外して新たに7点を選ぶということで、皆さんから御採点いただきありがとうございました。お送りさせていただいた資料には、結局、どの7点を外すとかというところを記入するのを忘れておりまして、大変、申しわけございませんでした。簡単に説明させていただきますので、前のスライドをご覧ください。

まず1点目が、緑とうるおい都市に広がる憩いの空間ということで、草津川跡地のところ、これが草津川の整備によってなくなる景観です。

2点目が、本陣の近くにあるおもちゃ屋さんなんですけど、現在、閉店しておりまして、こういった景色は見れないので、こちらも入れかえさせていただきます。

3点目が、この宿場の路地ならではのかぎ型十字路というんですけど、今、こちらの角の家が駐車場になってしまって、かぎ型の十字路という姿がなくなっています。

4点目が、このボックスカルバート型トンネル、一号線トンネルでございますが、もう今、既に現在、この上り線のトンネルがなくなっている状態でございます。

また、「秋の夜空に届け、草津夢あかり」ということで、草津川の跡地を使って、草津まちあかりというイベントの一環の中でやらせていただいたものですが、跡地整備に伴いまして、今、ここは使えないということでなくなっています。

同じく、こちら「夜空に浮かぶ風船くさつまちあかり」なんですけども、まちあかりの際に、こういった風船をあげるイベントを当初していたようなんですが、今現在はしていないということで、その写真も変更させていただきます。2枚あるのが、これ、二つで組み写真になっておりまして、お昼の状況と晩のまちあかりになったときの状況の2枚で一つのものになっています。

最後が、草津川とその夜桜ということで、こちら跡地整備に伴いなくなるということで、今回削除させていただきます。

これが、なくなる7点の景観でございます。今回、事前採点いただいた結果が、採点表をお配りしているかと、本日の追加資料としてお配りさせていただきました。順位が決まりまして、このように、全部で7点を挙げさせていただいています。

1位が、真珠の養殖風景（柳平湖）ということで、こちらの写真が1番、皆さんの

採点いただいた合計点の集計が載っている。一番高いものとなっております。

2位が、南山田の休耕田に咲くヒマワリ。

3位が、光り輝く草津駅西口。

4位が、琵琶湖ヨシ松明まつり。

5位が、志那町、石垣のある町並み。

6位が、桜流るる遊歩道

となっております。

今回7点を入れかえするんですが、この7位につきまして、同じこの3点、合計点が43点になっているんですけども、3点ちょうど同じに並んでおります。「スノーホワイトビーチ」と「まちあかりで彩られた常善寺」、「天井川をくぐる列車越しに南草津を望む」、この3点が、同じポイントになっております。

で、事務局側としましては、この上位6点については、もう百選として選定し、あとはこの7位の3点のうちから、一つを審議会の中で、審議いただいて、1点決定していただく方針でどうかは思っておりますが、いかがでございましょうか。

○委員 困ったもんですよね。

○事務局 下からの繰り上げというのも、大丈夫なんですけれども、一応、こちら事務局としては、そういう形にさせていただこうかなと思っております。

○会長 はい、よろしいですか。はい、ありがとう。

○事務局 6位は44ポイントですし、7位は43ポイント、1ポイント差がございまして、それも含めまして、皆さんで御意見賜って、事務局としては、せっかく皆様方が、点数つけていただいた上位については、何とか6位までは選定させていただきたいので、これは皆さんの総意ということになろうかと思っております。

○会長 はい、ありがとうございました。

今、御説明いただいたように、6位までは点数で決めるという方針を出していますので、6位まではもう自動的に合格ということになろうかと思う中で、ただ、7位がどちらも43点で、その次が42点で、1点差ではあるけれども、やはり合計点から客観的に出ておりますので、この7位の3点の中からどれを選ぶかということですが、どんな方法で選びましょうか。難しいですね。

○事務局 そうですね。当日配布の資料に赤色で。

○会長 描いていただいていますね。

○事務局 採点表の7位、三つの中に色づけさせてもらっているんですけども、

4、もう選定すべきだとつけていただいている委員さんがいる一方で、1をつけられている委員さんも。

○会長 極端ですね。

○事務局 この「スノーホワイトビーチ」と、天井川、「まちあかり常善寺」に関しましては、1をつけていられる委員さんは、いらっしゃらないですが、かといって、4をつけておられる方もいないという。ちょっと、私も考えましたが決め方は大変難しいなと思っております。

○会長 まちあかりは、非常に平均的な評価ですが、14番は4点をつけてられる方が6人もいらっしゃる。5番は、4点をつけている方が5人いらした。最初に言った、外した写真にあんまり重ならず、つまり、既存のものと重ならないで、これを入れたほうがいいという判断はありますか。

○事務局 主なものをまとめさせていただいているんですけども、例えば、一番下の「天井川をくぐる列車越しに南草津を望む」というものであれば、とてもいい意見をいただいている一方で、この天井川というのが、今は廃川になっていて、天井川というにはどうだろうといったような意見、マイナス意見もいただいておりますし、一番上についても、もう少し雪があればよかったという意見もございます。

で、真ん中の常善寺について、もう少しお寺がクローズアップされていればという意見もありまして、常善寺は、建造物という部類で入れさせてもらっているんですけども、当初、ちょっと分野としては暮らしかなということで、考えてはいたんですが、まちあかりというのをメインにあてると、また来年以降変わってしまって、入れ替えしなければいけないかもしれない、ライトの様子が変わるかもしれないということがございまして、この常善寺にスポットライトを当てさせてもらって、まちあかりで彩られている常善寺、というふうにさせてもらっています。

○会長 決め方について、何か御意見ございませんか。

○委員 一応、分類を、都市と自然と建造物、暮らしとしていますね。外したものの、それぞれの分類で、幾つずつ外して、この6位までが、それぞれ幾つずつ入ってるかというので決めるのは。極端にその数が変わるようだったら、調整は必要なのかなとは思いますが。

○事務局 一点修正なんですけど、ヒマワリの景観は自然とさせていただいていますが、こちらは田園というふうにさせてもらっています。ですので、分類で言わせていただくと、自然、田園、都市、暮らし、まちなみ、都市となっていますので、新しいものでいうと、眺望という分類がないです。

○委員 なくなるものはどの分類があるのか。

○事務局 なくなるものとして、まちなみと都市が多いかと。

○委員 まちなみが一番多いですね。

○事務局 事前にお渡しさせていただいた、お送りさせてもらった資料の中で、選考基準があったかと思いますが、その下に、分野別に載っているものがございまして、資料3の3ページ目。こちらを見ていただきますと、都市、自然、まちなみ、建造物、四つの部門に集まっているかということがあるので、そのほかのところで追加できたらなというふうには考えております。

○会長 今のような判断は、ある程度客観的な判断ですから、そうするとどれになりますか。

○委員 数の調整は必要かなというのが、私の意見で、たまたま分類に、分けたらこのような分類ができるということは、もちろん、当然言えると思います。いいと思うものから選んでいくだけで、一つ減らしたら、例えば、「くらし」を減らしたら、じゃあ、暮らしを入れようというたときに、たまたまいい「くらし」があれば入るんですけども、もし、そういう数の調整をしようとするならば、万が一、いい「くらし」がないけど、とにかくこれを入れようかというような、そういう事態にもなってくることもあるので、とにかくいいものを選んだら、「くらし」もあったし、「自然」もあったということで、素晴らしく思う草津の景観が100あれば、いいのではないかというのが、私の個人的な意見です。

○会長 ただ、あの。

○委員 おっしゃることは、そうなんです。だから、6番目まではそれでいいんですけど、7番目が同点で3つあるということなので、その3つの中からどれを選ぶかというときに、あんまり減ったものがあれば、第二の基準として入れさせるのはありかなと思います。

○委員 それも含めて、その必要ないんじゃないかと思ひまして。

○委員 みんながいいと思うものというのが、同点になってしまっているからで、それだけです。

○会長 もしまとまらなければ、今、投票して、無記名で結構ですから、出席者の委員に三つのうちの、どれを選ぶかというのを投票していただいて、多数決で決めるというのはどうかでしょうか。

○委員 それについて、もう一つ。

○会長 はい。

○委員　　私のつけた美術系の考えで、理工系じゃなくて、役所系でも何でもありませんけども、一つは、今がそうかどうかというのは、わからないんですけど、減らすものは確かになくなってるから、減らせます。それ、当然でいいんですけども、私がこれを選ぶというときに、一つの悩みというか、苦労があったのは、写真によって、ごまかされてないか、要するに、いいところだけ写して、もうちょっと目を広げたら、ほんとにすごいといえるのかというのは、非常にあるんですよ。例えば、7番のスノーホワイトビーチ、確かにすごいきれいです。たけど、これが草津かというのと、全国どこでもあるじゃないかと、言ってしまえる。それから、例えば、7番の天井川、これは写真だけ見ても何かわからないんです。例えば、5位の志那町というのがありますね。確かに、これを見たら、なるほどと思うけれども、6番の桜並木、これ非常にいい角度ですごくよく撮れているけれども、私も、実はいい点数入れたんですよ。だけど、入れながら、この写真はすごいけれども、写真は選ぶとなったら、私はこれを選びますけれども、果たして、もうちょっと広げたら、人間の目ってもっと広く見えるので、これをほんとに選んでもいいのかというのが非常に怖かったという思いがあります。ちょっと、それだけ御参考までに。

○会長　　ありがとうございます。

○委員　　一緒の意見です。私も。

○会長　　おっしゃることは、非常によくわかるんですが、ただ、決め方としてそういうことを、簡単に言えば、写真としていい写真とね、写ってるものもいいからいいんだという方もいらっしゃるわけで。これは写真コンテストではないので、今のような、いろんなことを総合的に見て判断していただいているということを前提にして、皆さんの点数で決めようということになったので、これは、もうちょっと動かせないと思うんです。今からね。

で、6位までは決めさせていただくとして、7位をどうするか。というのは、今出していただいたような意見も踏まえて、議論ではどうも決まりそうにないので、これは、皆さんに投票していただくかなというのが、私の提案です。

○委員　　そうしないと決まらないですね。

○委員　　それが一番早いですね。それ以外では難しい。

○会長　　どうですか。時間をかけても、同じことの繰り返しになるようなので。

じゃあ、白紙を用意してください。

○事務局　　準備させてもらいます。

○会長　　何か意見を。

○委員 私も同じ意見で、写真で選ぶのか、実際、知らない場所もあったので選  
びきれないし、「ホワイトビーチ」なんて、こんな言葉初めて聞いて、一体どこと思  
ったんです。ビーチといったら、普通、水泳場かなというのも思いましたので。だか  
ら、そういう意味では、知っているところは、周りの状況も入れて、想像ができて、  
点数を入れられたんです。あと、込田公園は子供たちがたくさん遊んでるんです。そ  
ういう写真であれば、何かすごく憩いの場所になっている。でも、この写真は、誰も  
いないです。そんな写真を載せたら、これは何、って思ってしまわないかと。

○委員 ただ、人が入ってる写真は載せにくいんですね。

○委員 あ、今はね。

○委員 特に、子供の入ってる写真とか。

○会長 点数で、7位をどれにするか。上から1、2、3としましょうか。「ス  
ノーホワイトビーチ」、1番、「まちあかりで彩られた常善寺」、2番、「天井川を  
くぐる列車越しに南草津を望む」が3番で、無記名で、1、2、3、どれか一つ書い  
てください。よろしいですか。

で、回収してください。

○事務局 あ、そうですか。

○委員 今さら遅いんですけども、こういうふうを選ぶとき、さっき言ったよう  
に、この写真でいいのかと思うから、実際にこういうふうに掲載するのが1枚で仕方が  
ないけども、我々委員に選んでくださいというときには、この写真のつもりだけど、  
周辺これですよと参考言うてくだされば、悩まなくてよい。

○会長 何を。

○委員 これのほかにね、この周辺。もうちょっと、広角のものを、こうじゃな  
くてもいいんですが。実際に、これを見に行った人が、写真のとこだけじゃないかと  
なると、審査員の一人としても責任を感じるの。これから選ぶときにはちょっと参  
考にプラスアルファの写真をつくっていただきたい。

○会長 そうですね。ちょっと、事務局が大変になると思うんで。

○委員 ちょっと、私も。写真の良し悪しは、もちろんなんですけれども、もっ  
と大事な部分は応募理由だと思っているんです。その人が草津の何に感動して、その  
写真を撮ったのか、何が、自分にピンと来たのかという、この応募理由をもっと我々  
が議論してもいいのかなというふうに思っていて、例えば、こういう写真の場合、小  
学生の子供が、自分の家の近くにあったお地蔵さんにすごく感動して、その写真を写  
したとします。写真としては大したことはないけど、撮った子供にとっては、そのお

地蔵さんがすごい原風景として、何かそういうことをもっと大事にした市民写真コンテストというか、百景をしたいなど、私は思っているんです。

○会長 難しいところではあるんですが、一般の写真コンテストは、そういうのを、むしろ排除する。それに、惹かれて写真を選んじゃうと、それは写真を選んだことにはならないんじゃないかという意見もあるです。

○委員 ただ、これは写真コンテストではないんですよね。

○会長 ただね、それをメインの理由にすると、景観の写真かというと、ちょっと難しいですね。おっしゃることはわかります。

○委員 多分、やはりいい写真に我々も引っぱられちゃうと思うんですけど、写真の良し悪しだけじゃないよということを我々が認識すべき。

○会長 応募理由とか書いてもらっているんですか。

○委員 書いています。

○会長 そしたら、それもあわせて、何か資料としてつけてもらったら。

○委員 ついていますよ。だから、それを見て審査していますよ。

○委員 そうです。

○会長 そうでしたか。

○委員 それは見ますね。

○会長 すいません、書いてましたね。

○委員 応募理由は読ませてもらった上で選んで、それで、その周りの写真もつけてほしいとか、そういう話になると、ややこしいんですけど、例えば、皆さんの投票で2位になってる「南山田の休耕田に咲くヒマワリ」とか、私は結構厳しい点をつけたんですね。何でかという、休耕田なんですね、休耕田がいい景観だと言っていいのかなという、単純にそういう疑問ですよ。

あと、都市系も割とイルミネーションは、辛い点をつけたんですね。今、この時代にエネルギーを使うものと言ってる時代に、イルミネーションで何をやっているのかと思ってね、どんどん減点しました。いろんな評価ポイントがあると思うんで。

○会長 はい、ありがとうございました。

じゃあ、結果を発表いたします。1番が3人、2番が4人、3番が3人、棄権が1人、あわせて11人、ですね。

○事務局 はい。

○会長 でございますので、議論がいろいろあると思いますが、「まちあかりで彩られた常善寺」ということに。さっきの点数から言っても平均点。

○委員 平均点ですね。

○会長 平均的ですけど、高く評価される方も低く評価される方もおられないという、そういうものでしたけれども、この常善寺ですか。それを一応、第7位ということで、7番目の選択ということにさせていただきたいと思いますので、いろいろ御意見はおありかと思いますが、御納得いただき、ただ、もし、次に、またこういうことがあるなら、今のような議論も踏まえて、皆さん自身に採点していただいているわけですから、今のように、一つずつについてなぜ自分はこれを高くしたのか、低くしたのか。これは、コメントに書いていただいているので、それを見ればわかるんですけども、まあ、こういう結果でございました。よろしく願いいたします。

これも、あわせて、答申案をつくっていただきますので、1と2とあわせて、後で提案していただけますか。

○事務局 はい。ありがとうございました。外してしまう7点についてなんですけども、こちらの7点については、かつて草津で見ることができた景観という形で、また別の形で残していこうかと思っております。

ただ、この景観百景のパンフレットに関しましては、今、ある草津の景観を皆さんにPRしたいものですので、こちらにつきましては、今、見える景観によって、構成していきたいと思っております。

また、市の発展とともに、景観というのは変わっていくところ出てくるかは予想されます。そのたびに更新は行っていきたいなと思っておりますので、また、審議委員の皆さんには御協力よろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございました。

○事務局 それとですね、もう一点、更新する写真ということで、旧東海道のまちなみの写真と、南草津駅西口写真を公募しておりました。資料の中にございますでしょうか。

○委員 ありました。

○事務局 で、ただ、こちらが、応募数が悲しいことに各1点ずつでございまして、写真として、とてもいいかという、なかなか難しいものなんですけれども、応募が1点あったのみだったの、こちらであげさせてもらっているんですが、それで、更新するという形でよろしいでしょうか。上の東海道のまちなみについては、左側にある呉服屋さんがあるんですけども、ここはファサードが変わってますので、更新したいなと思ってるのと、南草津についても、駅前のビル群が大分建ち並ぶ様子が変わっているの、更新を考えております。

○会長 はい、こちらも、特に、この写真の右側が、シャッターはおりたままだからですね。

○事務局 影が出てきてるといふのもあります。

○会長 1点しかないので、また暫時、更新することがあれば、変えるということですけど、一旦はこれに変えるということで、よろしいでしょうか。

○委員 これ、お日さまの光がちょっと何か、暗いかな。

○会長 うーんとね、要するに撮った時間が悪いんです。

○事務局 すいません。上のまちなみの写真については、応募者の方に許可を得まして、こちらでいい時期、いい時間に、更新していいですかということをお伺いして、オーケーはもらっているんで、ちょっとできれば、いいものに変えようとは思っております。

○会長 まちなみというのは、難しいですよ、東西どちらかが陰になることが多いので、正午に撮っても影がでちゃう。そこを、うまくプロなら反射光を使ったりするんですけど、ちょっとそれは難しいですね。

下の写真は、特に問題はないと思いますけどね、南草津らしい写真だし、それはいいじゃないですか。

上の写真、左側のまちなみがすっかり変わってしまったわけですね。だから、これは、もうこのままでは使えない。右側も変えてほしいなと思うけど。

はい、よろしいでしょうか。

では、今の東海道も含めて、写真に関しては、以上のようにいたします。

それでは、議事2件は、これで御審議をいただきましたので、続きまして、もう余り時間もございませんけれども、報告事項のほうに、事務局のほうから、お願いいたします。

○事務局 報告事項のほうの説明をさせていただきます。

3件ございまして、1件目は、草津市風致地区保全審査委員会の廃止についてという案件でございます。

こちらにつきましては、資料の中で、風致地区、図面があると思っておりますけれども、都市計画法上、風致地区が定められております。一定の建築物を行為する際には、許可基準というのがございます。そちらを満たしていない場合については、風致地区の保全審査委員会のほうにお諮りしまして、委員会で、調和してあるとかが、自然環境に問題ないというふうに判断できるものについては、許可できるという形の運用体制にはなっております。

ところが、委員会のほうは、委嘱させてはいただいておりますところ、平成14年に設置以降、風致地区自体が琵琶湖岸ということでございますので、委員会にかけるような案件が出てこず、現時点で一度も開催経過がないという状況になっております。

それを踏まえながら、県と大津市等の運用も聞いておりますと、もともと、同じような委員会があったそうですけども、判断するところが、周辺の風致、自然環境であるとか、景観に支障がないかどうかを判断するというところが、非常によく似通っているというところで、それぞれ景観審議会のほうに権限を移譲してるというところで、今、個別に委員会はないという状況でございます。草津市につきましても、それと同じような形で今後、風致地区での許可基準に満たない案件が出てきたら、それを踏まえて景観審議会のほうに諮らせていただきたいと思います。

実際のところは、4月以降から、こちらの審議会のほうに、諮らせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、何か御質問ございますか。

よくこんな委員会が残っていたんですね、何年も。一度も開催が無いと伺って、驚きました。

では、第2件目。

○事務局 2件目につきましては、前回の審議会の答申案につきまして、審議会に承認をいただいたところなんですけど、細かい文言につきましては、会長預りということで、させていただいております。その後会長と調整させていただいて、当初案でなくて、答申の最終案という形で、当初項目が①と②の2件であるところで、答申させていただいたものを、一つ項目を加えまして、答申案をかためたということをお報告させていただきます。

○会長 ③だけ読み上げていただけますか。

○事務局 三つ、①、②、③とございまして、②と③につきましては、もともとの当初案の①、②と同じでございます。

つけ加えさせていただいた①のところに、「太陽光パネルの広範囲な設置は、現在の景観に大きな影響を与えることが予想されるため、本基準の実施とともに、景観計画の趣旨を尊重し、景観に配慮した適切な措置が取られるよう指導されること」ということで、どちらかというところ、行政向けの御意見かなというところにつけさせていただいております。

○会長 はい、あのときは、私のほうで、作成してということにさせていただきましたけれども、これ、実際出てますので、ちょっとあれなんですけど。こんな形で

報告をさせていただきましたということで、当日いただいた御意見は、反映させたつもりでございますけれども、よろしいでしょうか。

今、変更するといってもできない話で、申しわけございません。

○事務局 三つ目の報告案件が、景観形成重点地区準備会の話でございます。景観条例で、景観の重点地区の指定の方法の一つとして、重点地区指定を望む住民が、10名以上で準備会を構成して、市に対して、一定の条件を満たした上で、重点地区の提案をできるという制度になっておりまして、それに基づいて、重点地区準備会として、地元の住民さんが準備会を立ち上げられたという報告の回覧になっております。

内容につきましては、重点地区、本陣前の東海道のところですね、草津川のトンネルのところから立木神社の交差点のところまでについて、道路の中心点から15メートルずつ幅30メートルについて重点地区として、指定を進めていこうという動きでございます。

こちらにつきましては、また準備会の中で基準案等は調整中でございますけれども、こちらのほうが、進んできましたら、市のほうに対して、重点地区の指定提案というものを出していただいた後に、また、こちらのほう審議会に諮らせていただいて、この一帯の区域について重点市区に指定してよろしいかという話になると思いますけれども、よろしく願います。

○委員 この重点地区ということになりますと、住民の合意形成がポイントになってこようかと思っておりますけれども、例えば、この無電柱化あたりで、この費用負担がどうなるのかということと、もう一つは、重点地区に指定されれば、いろんな施策を進める中で、補助金等の運用というものを考えておられるのかどうかですね。全て住民負担でいくのか、あるいは、市からこういった事業については、補助金で対応していくんですよと、何かそういったものは抱えておられますかね。

○事務局 こちらにつきましては、無電柱化の費用等々につきましては、景観の重点地区と指定することを踏まえて、関西電力さんなり、NTTさんなりが参加している無電柱化の協議会というのが、県、近畿地方レベルであるんですけども、そちらのほうに、今、重点地区、歴史街道のようなところだということところで、無電柱化の協力をお願いしていく予定にはなっております。それで、認定いただければ、積極的に関西電力にもお関わりいただいて、事業を進めていく形になっております。

○会長 いかがですか。

○事務局 2点目の重点地区になっていった後の、整備等々につきましては、無電柱化というのがございますけれども、重点地区にすることによって、ある一定の景

観の基準というのが挙がってまいります。そちらにつきましては、基準を定めた上で、その基準に合うように、今すぐ直せというわけじゃないんですけれども、地元住民の御理解、御協力をいただいて、時間をかけながら景観の統一化を図っていくところがあります。補助金等につきましては、今現在は、商工観光労政課でファサードの補助金というのがあるんですけれども、そちらと相談していきまして検討してまいります。

この準備会そのものに対する補助金自体が、要綱がございますので、それは、必要に応じて対応する形になっております。

○会長 報告は、事務局にお返ししていることになってはいますが、今のでよろしいですか。

○委員 はい。やはり、何か事業しようとする、お金の問題になってきますので、十分に検討していただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。私も、実際、地元に入らせていただいて、地権者の皆様の3分の2の同意をいただくというのは非常に難しいと覆っているところです。町会長の皆さんとともに、丁寧に、合意形成してやっていかなければいけないと思っております。

無電柱化についても、昨年、無電柱化法案という議員立法で、国会に提案されています。前は、例の安保法案の関係で保留になりましたけど、また上がってくるかなと思っていますし、その中では、積極的に無電柱化を国の政策としてやっていくべきかと考えています。

○会長 はい、貴重な意見をありがとうございます。

○事務局 答申ができましたので、スクリーンに映させていただきます。一つ目ですね。携帯基地局の設備の更新については、やむを得ないと判断する。ただし、今後、構造物の老朽化などに併せて基準内のものに改築することも検討されるよう指導されたい。実際には、耐久力がどれだけ落ちるのかわからんですけれども、こちらとしても、言うことは言うべきところがあるので、それを盛り込ませていただいております。

2点目のくさつ景観百選については、差しかえ7点、更新に2点について審議の結果了承するという形で、答申をまとめさせていただきますので、これで、審議会の答申とさせていただきます。

○会長 お読みになれるでしょうか、画面を、皆さん。もう一度読んでいただけますか。

○事務局 一つ目の意見が、携帯基地局の設備の更新については、やむを得な

いと判断すると。ただし、今後、構造物の老朽化などにあわせて、基準内のものに改築することも検討されるよう、指導されたいと、一旦、市に対する答申になりますので、こういう形で。

二つ目のほうが、差しかえ7点、更新2点について、審議の結果、了承するという形の答申に並べさせていただいております。

○会長 はい、2番目も問題ないと。1番目の、下の2行は、皆さんいかがですか。

それから、内田委員のほうから、ありました、もう少し客観的な基準をとか、こういったケースが出てきたとき、どう考えるんだというところを答申案に入れる必要ないと思いますが。

○事務局 はい。

○会長 事務局も含めて、次回の委員会ぐらいで、少し出せるような方針が、もしあれば、検討したらどうかなと思いますけど。答申案の中では。

○委員 今回の答申に必要ないですね。

○事務局 答申案については、この形でさせていただきます。

○会長 はい。特に御異議なければ、これでよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

○事務局 それでは、以上で景観審議会を閉会といたします。閉会に当たりまして、挨拶を青木総括のほうからお願いします。

○青木総括副部長 都市計画部の青木でございます。

本日は、長時間にわたりまして、御審議いただきまして、まことにありがとうございました。皆様からいただきました貴重な御意見を参考にさせていただきながら、今後とも良好な景観形成に配慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

景観影響調査に対する意見につきましては、今回、御指導いただいたことを踏まえ、事業者様と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、くさつの景観百選の選定につきましては、委員の皆様から多くの御意見がございましたけれども、新たな景観百選に仲間入りをしたというふうに感じております。

一方、外された過去の景観につきましても、次の世代に引き継ぎをしつつ、新しい景観の発見、創出にも力を注いでまいりたいと考えております。

今後とも皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。 (閉会 17:11)